

徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案

(目 的)

第1条 この要領は、徳島県浄化槽取扱要綱第5条の規定により、浄化槽の設置及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。ただし、地下浸透方式による場合は、この要領に定めるもののほか、別途定める「放流先がない場合の浄化槽放流水の地下浸透方式による処理に係る指針(ガイドライン)」(以下、「ガイドライン」という。)によるものとする。

(設置基数)

第2条 浄化槽の設置基数は、同一敷地内においては原則として一基とする。ただし、敷地の形状及び増築等により、技術上施工が困難であるときはこの限りでない。

(放流水質の基準)

第3条 浄化槽放流水の水質は、次表の基準によらなければならない。ただし、他法等の規定により基準を上乗せしている場合はこれによるものとする。

(建築基準法施行令第32条、建築基準法施行細則（徳島県規則）第7条の4、徳島市建築基準法施行細則第7条の4)

浄化槽を設ける区域	処理対象人員	生物化学的酸素要求量除去率	放流水の生物化学的酸素要求量
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域 (徳島県全域)	50人以下	65%以上	90mg／ <u>L</u> 以下
	51人以上500人以下	70%以上	60mg／ <u>L</u> 以下
	501人以上	85%以上	30mg／ <u>L</u> 以下

2 平成18年2月1日以降に設置された浄化槽放流水の水質は、次表の基準に

現行 (R6)

(目的)

第1条 この要領は、徳島県浄化槽取扱要綱第5条の規定により、浄化槽の設置及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。ただし、地下浸透方式による場合は、この要領に定めるもののほか、別途定める「放流先がない場合の浄化槽放流水の地下浸透方式による処理に係る指針(ガイドライン)」(以下、「ガイドライン」という。)によるものとする。

(設置基数)

第2条 浄化槽の設置基数は、同一敷地内においては原則として一基とする。ただし、敷地の形状及び増築等により、技術上施工が困難であるときはこの限りでない。

(放流水質の基準)

第3条 浄化槽放流水の水質は、次表の基準によらなければならない。ただし、他法等の規定により基準を上乗せしている場合はこれによるものとする。

(建築基準法施行令第32条、建築基準法施行細則（徳島県規則）第7条の3、徳島市建築基準法施行細則第7条の3)

浄化槽を設ける区域	処理対象人員	生物化学的酸素要求量除去率	放流水の生物化学的酸素要求量
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域 (徳島県全域)	50人以下	65%以上	90mg／ <u>l</u> 以下
	51人以上500人以下	70%以上	60mg／ <u>l</u> 以下
	501人以上	85%以上	30mg／ <u>l</u> 以下

2 平成18年2月1日以降に設置された浄化槽放流水の水質は、次表の基準

よらなければならない。

(環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2)

生物化学的酸素要求量除去率	放流水の生物化学的酸素要求量
90%以上	20mg/L以下

(設置場所の基準)

第4条 浄化槽設置者は、次に掲げる事項に留意し、正常な機能が確保される場所に浄化槽を設置するものとする。

- ㍑ 処理方式及び規模に応じた十分な敷地があること。
- ㍑ 雨水等による冠水の恐れのない場所であること。
- ㍑ 保守点検、清掃及び法定検査の実施に支障のない場所であって、洗浄水が十分確保できる場所であること。
- ㍑ 飲用水の取水に影響を与えない場所であること（ただし、地下浸透方式による場合はガイドラインによる。）。
- ㍑ 配管の勾配が十分にとれ、かつ、配管の屈曲ができる限り少ない場所であること。
- ㍑ モーターによる騒音、排気による臭気等で近隣に迷惑を及ぼさない場所であること。
- ㍑ 放流先の水位を勘案し、浄化槽内への逆流が生じない場所であること。

(設置施工の基準)

第5条 浄化槽設置者は、次に掲げる事項に留意し、維持管理が適正に行えるように設置するものとする。

- ㍑ マンホールカラーによるマンホールのかさあげは30cmを限度とし、浄化槽内の点検及び管理の作業が容易に行えるようにすること。やむをえず深埋めとする場合は、浄化槽上部をピット構造等にする等十分な空間を設けること。

よらなければならない。

(環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2)

生物化学的酸素要求量除去率	放流水の生物化学的酸素要求量
90%以上	20mg/L以下

(設置場所の基準)

第4条 浄化槽設置者は、次に掲げる事項に留意し、正常な機能が確保される場所に浄化槽を設置するものとする。

- ㍑ 処理方式及び規模に応じた十分な敷地があること。
- ㍑ 雨水等による冠水の恐れのない場所であること
- ㍑ 保守点検、清掃及び法定検査の実施に支障のない場所であって、洗浄水が十分確保できる場所であること。
- ㍑ 飲用水の取水に影響を与えない場所であること（ただし、地下浸透方式による場合はガイドラインによる。）。
- ㍑ 配管の勾配が十分にとれ、かつ、配管の屈曲ができる限り少ない場所であること。
- ㍑ モーターによる騒音、排気による臭気等で近隣に迷惑を及ぼさない場所であること。
- ㍑ 放流先の水位を勘案し、浄化槽内への逆流が生じない場所であること。

(設置施工の基準)

第5条 浄化槽設置者は、次に掲げる事項に留意し、維持管理が適正に行えるように設置するものとする。

- ㍑ マンホールカラーによるマンホールのかさあげは30cmを限度とし、浄化槽内の点検及び管理の作業が容易に行えるようにすること。やむをえず深埋めとする場合は、浄化槽上部をピット構造等にする等十分な空間を設けること。

- イ 浄化槽の付近に、管理用の給水栓・電源用コンセントを設けること。
- ウ レストランの厨房施設等、油分の多い排水を処理する合併処理浄化槽にあつては、浄化槽の流入側に適当な容量の油脂を分離できる装置を設置すること。
- エ 流入・放流ポンプ（中継ポンプを含む。）及び流量調整ポンプについては設備ごとに、適正に稼働する同一能力のポンプを2台以上設置すること。

（放流先の基準）

第6条 浄化槽設置者は、浄化槽放流水の放流先について、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）終末放流に適する下水溝、排水路、河川等があること。ただし、適する放流先を確保することが著しく困難で、かつ、浄化槽放流水の地下浸透方式による処理を行うことで、し尿及び生活雑排水の適正な処理が図られ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すると各環境保全室長又は保健所長が認める場合であつて、ガイドラインに適合するものはこの限りではない。

- （2）放流先に所有者、管理者等がある場合は、十分協議を行うこと。

（施工確認）

第7条 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を完了したときは、当該浄化槽工事の技術上の基準（昭和60年厚生省令・建設省令第1号）に適合しているか否かについて確認しなければならない。ただし、地下浸透方式による場合の土壤浸透装置の構造についてはガイドラインによるものとする。

（保守点検）

第8条 浄化槽の保守点検は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。）第2条に基づいて、次のとおり実施するものとする。

- （1）別表1左欄の項目について、各々右欄に掲げる基準によること。

- ロ 浄化槽の付近に、管理用の給水栓・電源用コンセントを設けること。
- ハ レストランの厨房施設等、油分の多い排水を処理する合併処理浄化槽にあつては、浄化槽の流入側に適当な容量の油脂を分離できる装置を設置すること。
- ニ 流入・放流ポンプ（中継ポンプを含む。）及び流量調整ポンプについては設備ごとに、適正に稼働する同一能力のポンプを2台以上設置すること。

（放流先の基準）

第6条 浄化槽設置者は、浄化槽放流水の放流先について、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）終末放流に適する下水溝、排水路、河川等があること。ただし、適する放流先を確保することが著しく困難で、かつ、浄化槽放流水の地下浸透方式による処理を行うことで、し尿及び生活雑排水の適正な処理が図られ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すると各総合県民局長又は東部保健福祉局長が認める場合であつて、ガイドラインに適合するものはこの限りではない。

- （2）放流先に所有者、管理者等がある場合は、十分協議を行うこと。

（施工確認）

第7条 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を完了したときは、当該浄化槽工事の技術上の基準（昭和60年厚生省令・建設省令第1号）に適合しているか否かについて確認しなければならない。ただし、地下浸透方式による場合の土壤浸透装置の構造についてはガイドラインによるものとする。

（保守点検）

第8条 浄化槽の保守点検は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。）第2条に基づいて、次のとおり実施するものとする。

- （1）別表1左欄の項目について、各々右欄に掲げる基準によること。

(2) 環境省令第2条第7号及び第8号に規定する適正な溶存酸素量は、別表2を目安とすること。

(3) 環境省令第5条第2項に規定する保守点検の記録は、徳島県浄化槽事務取扱要領第7条第2項に規定する様式19-1又は様式19-2により行うこと。

(清 掃)

第9条 浄化槽の清掃は、環境省令第3条の規定に基づいて、次のとおり実施するものとする。

(1) 浄化槽の清掃は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により、毎年1回(全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6月に1回以上)行うこととし、通常実施される年1回の清掃以外に必要となる汚泥の引き抜きや清掃時期の判定は、別表3により、委託を受けた保守点検業者と清掃業者が緊密に連携しながら、適切な時期に行うものとする。

(2) 環境省令第5条第2項に規定する清掃の記録は、徳島県浄化槽事務取扱要領第7条第2項に規定する様式20-1又は様式20-2により行うこと。

(法定検査)

第10条 浄化槽の法定検査は、浄化槽法第57条第1項の規定に基づき知事が指定した検査機関が、徳島県浄化槽法定検査実施要領に基づいて実施するものとする。

(地下浸透方式による維持管理)

第11条 浄化槽放流水を地下浸透させることにより処理する浄化槽管理者は、その機能が十分に発揮されるよう、次に掲げる維持管理に係る事項を遵守するものとする。

(1) 浄化槽及び地下浸透に係る装置、設備等についての日常的な使用方法を十分理解し、適正に使用すること。

(2) 環境省令第2条第7号及び第8号に規定する適正な溶存酸素量は、別表2を目安とすること。

(3) 環境省令第5条第2項に規定する保守点検の記録は、徳島県浄化槽事務取扱要領第7条第2項に規定する様式19-1又は様式19-2により行うこと。

(清 掃)

第9条 浄化槽の清掃は、環境省令第3条の規定に基づいて、次のとおり実施するものとする。

(1) 浄化槽の清掃は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により、毎年1回(全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6月に1回以上)行うこととし、通常実施される年1回の清掃以外に必要となる汚泥の引き抜きや清掃時期の判定は、別表3により、委託を受けた保守点検業者と清掃業者が緊密に連携しながら、適切な時期に行うものとする。

(2) 環境省令第5条第2項に規定する清掃の記録は、徳島県浄化槽事務取扱要領第7条第2項に規定する様式20-1又は様式20-2により行うこと。

(法定検査)

第10条 浄化槽の法定検査は、浄化槽法第57条第1項の規定に基づき、知事が指定した検査機関が、徳島県浄化槽法定検査実施要領に基づいて実施するものとする。

(地下浸透方式による維持管理)

第11条 浄化槽放流水を地下浸透させることにより処理する浄化槽管理者は、その機能が十分に発揮されるよう、次に掲げる維持管理に係る事項を遵守するものとする。

(1) 浄化槽及び地下浸透に係る装置、設備等についての日常的な使用方法を十分理解し、適正に使用すること。

(2) 土壌浸透装置の目詰まり等により浸透能力が低下した場合又は浄化槽の放流水が地表等に浸出した場合は、土壌浸透装置の清掃、砂利、砂等の交換その他必要な措置を講じること。

(管理の委託)

第 12 条 浄化槽管理者は、原則として、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者に、清掃を浄化槽清掃業者に委託して行うものとする。

(委託契約の締結)

第 13 条 前条の規定による管理の委託については、書面によるものとする。この場合において、新たに 50 人槽以下の浄化槽を設置しようとするときは、徳島県浄化槽事務取扱要領第 2 条第 4 項に規定する様式 18-1 又は様式 18-2 による浄化槽維持管理標準契約書によらなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 協議会等で定める維持管理一括契約を締結したとき
- (2) 条例等で定めるところにより、維持管理の契約を締結したとき
- (3) 浄化槽市町村設置整備推進事業等により市町村が管理主体となっているとき
- (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）による維持管理等について委託しているとき

(業者の義務)

第 14 条 浄化槽工事業者は、浄化槽の設置工事にあたり、適正な施工を行うとともに、浄化槽管理者に対し、当該浄化槽の使用法や法律上定められている維持管理について適切な説明を行い、設置した浄化槽の所期の性能が十分発揮できるよう努めるものとする。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた場合においては、浄化槽管理者に対して法律上定められている維持管理について、適切な説明を行うとともに、当該浄化槽につき、法第 7 条、第 11 条に規定する水質に関す

(2) 土壌浸透装置の目詰まり等により浸透能力が低下した場合又は浄化槽の放流水が地表等に浸出した場合は、土壌浸透装置の清掃、砂利、砂等の交換その他必要な措置を講じること。

(管理の委託)

第 12 条 浄化槽管理者は、原則として、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者に、清掃を浄化槽清掃業者に委託して行うものとする。

(委託契約の締結)

第 13 条 前条の規定による管理の委託については、書面によるものとする。この場合において、新たに 50 人槽以下の浄化槽を設置しようとするときは、徳島県浄化槽事務取扱要領第 2 条第 4 項に規定する様式 18-1 又は様式 18-2 による浄化槽維持管理標準契約書によらなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 協議会等で定める維持管理一括契約を締結したとき
- (2) 条例等で定めるところにより、維持管理の契約を締結したとき
- (3) 浄化槽市町村設置整備推進事業等により市町村が管理主体となっているとき
- (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）による維持管理等について委託しているとき

(業者の義務)

第 14 条 浄化槽工事業者は、浄化槽の設置工事にあたり、適正な施工を行うとともに、浄化槽管理者に対し、当該浄化槽の使用法や法律上定められている維持管理について適切な説明を行い、設置した浄化槽の所期の性能が十分発揮できるよう努めるものとする。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた場合においては、浄化槽管理者に対して法律上定められている維持管理について、適切な説明を行うとともに、当該浄化槽につき、法第 7 条、第 11 条に規定する水質に関す

る検査及び法第10条に規定する清掃について、実施させるよう努めるものとする。

3 浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者及び浄化槽工事業者は、維持管理に携わる浄化槽管理士及び浄化槽清掃実務者、設置に携わる浄化槽設備士に、技術の向上に係る講習会等を積極的に受講させるよう努めなければならない。

4 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者は、浄化槽台帳システムの正確な記録を確保するため、原則として、台帳システムのデータ形式により、維持管理の実施状況に関する情報を提供するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

る検査及び法第10条に規定する清掃について、実施させるよう努めるものとする。

3 浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者及び浄化槽工事業者は、維持管理に携わる浄化槽管理士及び浄化槽清掃実務者、設置に携わる浄化槽設備士に、技術の向上に係る講習会等を積極的に受講させるよう努めなければならない。

4 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者は、浄化槽台帳システムの正確な記録を確保するため、原則として、台帳システムのデータ形式により、維持管理の実施状況に関する情報を提供するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年1月1日から施行する。

—

【別表 1】

浄化槽保守点検に伴う水質検査の各種検査項目の望ましい範囲

検 査 項 目		範 囲
1. 水素イオン濃度		5. 8 ～ 8. 6
2. 汚 泥 沈 殿 率	単独処理浄化槽 合併処理浄化槽	1 0 %以上 6 0 %以下 1 0 %以上
3. 溶 存 酸 素 量	単独処理浄化槽 合併処理浄化槽	0. 3 mg/L 以上 1. 0 mg/L 以上
4. 透視度		
生物化学的酸素要求量の処理性能	90mg/L 以下	7 度以上
〃	60mg/L 以下	1 0 度以上
〃	30mg/L 以下	1 5 度以上
〃	20mg/L 以下	2 0 度以上
5. 塩化物イオン濃度	単独処理浄化槽	9 0 mg/L ～ 1 4 0 mg/L
6. 残 留 塩 素		検出されること
7. 生物化学的酸素要求量		処理性能以下

注) 1. 塩化物イオン濃度とは、次式により算定する値をいう。

$$\text{塩化物イオン濃度 (mg/L)} = C - C_0$$

ここで、Cは処理水の塩化物イオン濃度を表し、C₀は洗浄水の塩化物イオン濃度を表す。

2. 「検出されること」とは、平成7年6月20日衛浄第34号第2の6により示された測定方法により測定した場合において、その結果が、当該方法の定量限界を上回ることをいう。

【別表 1】

浄化槽保守点検に伴う水質検査の各種検査項目の望ましい範囲

検 査 項 目		範 囲
1. 水素イオン濃度		5. 8 ～ 8. 6
2. 汚 泥 沈 殿 率	単独処理浄化槽 合併処理浄化槽	1 0 %以上 6 0 %以下 1 0 %以上
3. 溶 存 酸 素 量	単独処理浄化槽 合併処理浄化槽	0. 3 mg/L 以上 1. 0 mg/L 以上
4. 透視度		
生物化学的酸素要求量の処理性能	90mg/L 以下	7 度以上
〃	60mg/L 以下	1 0 度以上
〃	30mg/L 以下	1 5 度以上
〃	20mg/L 以下	2 0 度以上
5. 塩化物イオン濃度	単独処理浄化槽	9 0 mg/L ～ 1 4 0 mg/L
6. 残 留 塩 素		検出されること
7. 生物化学的酸素要求量		処理性能以下

注) 1. 塩化物イオン濃度とは、次式により算定する値をいう。

$$\text{塩化物イオン濃度 (mg/L)} = C - C_0$$

ここで、Cは処理水の塩化物イオン濃度を表し、C₀は洗浄水の塩化物イオン濃度を表す。

2. 「検出されること」とは、平成7年6月20日衛浄第33号第2の6により示された測定方法により測定した場合において、その結果が、当該方法の定量限界を上回ることをいう。

【別表 2】

型 式		溶 存 酸 素 量
単 独 処 理	分 離 接 触 曝 気 方 式	接触曝気室内均等におおむね 0.3mg／L 以上
	分 離 曝 気 方 式 長時間曝気方式（全曝気）	曝気室内均等におおむね 0.3mg／L 以上
合 併 処 理	接 触 曝 気 方 式	接触曝気槽内均等におおむね 1.0mg／L 以上
	長 時 間 曝 気 方 式 分 注 曝 気 方 式 汚 泥 再 曝 気 方 式 標 準 活 性 汚 泥 方 式	曝気槽又は曝気タンク内均等におおむね 1.0mg／L 以上
	循 環 水 路 曝 気 方 式	流路内均等におおむね 1.0mg／L 以上
	回 転 盤 接 触 方 式	回転盤接触槽内均等におおむね 1.0mg／L 以上

【別表 2】

型 式		溶 存 酸 素 量
単 独 処 理	分 離 接 触 曝 気 方 式	接触曝気室内均等におおむね 0.3mg／L 以上
	分 離 曝 気 方 式 長時間曝気方式（全曝気）	曝気室内均等におおむね 0.3mg／L 以上
合 併 処 理	接 触 曝 気 方 式	接触曝気槽内均等におおむね 1.0mg／L 以上
	長 時 間 曝 気 方 式 分 注 曝 気 方 式 汚 泥 再 曝 気 方 式 標 準 活 性 汚 泥 方 式	曝気槽又は曝気タンク内均等におおむね 1.0mg／L 以上
	循 環 水 路 曝 気 方 式	流路内均等におおむね 1.0mg／L 以上
	回 転 盤 接 触 方 式	回転盤接触槽内均等におおむね 1.0mg／L 以上

【別表 3】

- ① 流入管渠、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械攪拌装置、流出口及び放流管渠にあたっては、異物等の付着が認められ、かつ収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要が認められたとき。
- ② スクリーンにあっては、汚物等の付着による目づまり又は閉塞が認められ、又、砂溜まり及び沈砂槽（排砂槽を含む。）にあっては、沈殿物等の堆積が認められ、かつ、それぞれ収集、運搬及び処分を伴う汚物等及び沈殿物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- ③ 多室型一次処理装置、多室型腐敗室及び沈殿分離室にあっては、スカムの底面が流入管下端閉口部からおおむね 10cm に達したとき、又は、汚泥の堆積面が流出管若しくはバップルの下端閉口部からおおむね 10cm に達したとき。
- ④ 二階タンク型一次処理装置にあっては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね 10cm に達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね 10cm に達したとき。
- ⑤ 変型二階タンク型一次処理装置及び変型多室型腐敗室にあっては、スカムの底面が流入管下端閉口部からおおむね 10cm に達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね 10cm に達したとき。
- ⑥ 沈殿分離槽、嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽等一次処理装置にあっては、流出水の浮遊物質等が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じる恐れがあると認められたとき。
- ⑦ 散水ろ床型二次処理装置及び散水ろ床の散水装置、ろ床、ポンプ升及び分水装置にあっては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑧ 流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽及び凝集槽にあっては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑨ 平面酸化型二次処理装置の流水部にあっては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑩ 単純ばっ気型二次処理装置にあっては、著しい濁りが認められ、かつ、流出水に著しい浮遊物質の混入が認められたとき。
- ⑪ 地下砂ろ過型二次処理装置にあっては、目づまり又は水位の上昇が認められたとき。
- ⑫ 二階タンクの消化室にあっては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね 30cm に達したとき、又は堆積汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね 30cm に達したとき。二階タンクの沈殿室にあっては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑬ ばっ気室にあっては、30 分間汚泥沈殿率がおおむね 60% に達したとき。
- ⑭ 汚泥貯蓄タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク、流路にあっては、混合液浮遊物質濃度が長時間ばっ気方式及び循環水路ばっ気方式の場合、おおむね 6, 000mg/L、標準活性汚泥方式及び分注ばっ気方式の場合おおむね 3, 000 mg/L、汚泥再ばっ気方式の場合、ばっ気タンクについておおむね 3, 000 mg/L、汚泥再ばっ気タンクについておおむね 10, 000mg/L に達したとき。
- ⑮ 汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室又は接触ばっ気槽にあっては、生物膜が過剰肥厚して接触材の閉塞のおそれが認められたとき、水流に乱れが認められたとき、又は当該室内液又は槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うはく離汚泥等の引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑯ 回転板接触槽にあっては、生物膜が過剰肥大して回転板の閉塞のおそれが認められたとき、又は当該槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うはく離汚泥等の引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑰ 変則合併処理浄化槽にあっては、前置浄化槽から後置浄化槽へ流入する水の中に著しい浮遊物の混入が認められるなど、後置浄化槽の機能に支障が生じるおそれが認められたとき。
- ⑱ 重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池にあっては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑲ 別置型沈殿室及び貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池にあっては、スカム及び堆積汚泥の生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカム及び堆積汚泥の引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑳ 汚泥貯留タンク及び汚泥貯留槽にあっては、汚泥の貯留が所定量に達したと認められたとき。
- ㉑ 汚泥濃縮貯留タンク及び汚泥濃縮貯留槽にあっては、スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。
- ㉒ 消毒室、消毒タンク及び消毒槽にあっては、沈殿物が生成し、放流水に濁りが認められたとき。

【別表 3】

- ① 流入管渠、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械攪拌装置、流出口及び放流管渠にあたっては、異物等の付着が認められ、かつ収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要が認められたとき。
- ② スクリーンにあっては、汚物等の付着による目づまり又は閉塞が認められ、又、砂溜まり及び沈砂槽（排砂槽を含む。）にあっては、沈殿物等の堆積が認められ、かつ、それぞれ収集、運搬及び処分を伴う汚物等及び沈殿物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- ③ 多室型一次処理装置、多室型腐敗室及び沈殿分離室にあっては、スカムの底面が流入管下端閉口部からおおむね 10cm に達したとき、又は、汚泥の堆積面が流出管若しくはバップルの下端閉口部からおおむね 10cm に達したとき。
- ④ 二階タンク型一次処理装置にあっては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね 10cm に達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね 10cm に達したとき。
- ⑤ 変型二階タンク型一次処理装置及び変型多室型腐敗室にあっては、スカムの底面が流入管下端閉口部からおおむね 10cm に達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね 10cm に達したとき。
- ⑥ 沈殿分離槽、嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽等一次処理装置にあっては、流出水の浮遊物質等が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じる恐れがあると認められたとき。
- ⑦ 散水ろ床型二次処理装置及び散水ろ床の散水装置、ろ床、ポンプ升及び分水装置にあっては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき――
- ⑧ 流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽及び凝集槽にあっては、スカムの生成が認められ――かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑨ 平面酸化型二次処理装置の流水部にあっては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑩ 単純ばっ気型二次処理装置にあっては、著しい濁りが認められ、かつ、流出水に著しい浮遊物質の混入が認められたとき。
- ⑪ 地下砂ろ過型二次処理装置にあっては、目づまり又は水位の上昇が認められたとき。
- ⑫ 二階タンクの消化室にあっては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね 30cm に達したとき、又は堆積汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね 30cm に達したとき。二階タンクの沈殿室にあっては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑬ ばっ気室にあっては、30 分間汚泥沈殿率がおおむね 60% に達したとき。
- ⑭ 汚泥貯蓄タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク、流路にあっては、混合液浮遊物質濃度が長時間ばっ気方式及び循環水路ばっ気方式の場合、おおむね 6, 000mg/L、標準活性汚泥方式及び分注ばっ気方式の場合おおむね 3, 000 mg/L、汚泥再ばっ気方式の場合、ばっ気タンクについておおむね 3, 000 mg/L、汚泥再ばっ気タンクについておおむね 10, 000mg/L に達したとき。
- ⑮ 汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室又は接触ばっ気槽にあっては、生物膜が過剰肥厚して接触材の閉塞のおそれが認められたとき、水流に乱れが認められたとき、又は当該室内液又は槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うはく離汚泥等の引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑯ 回転板接触槽にあっては、生物膜が過剰肥大して回転板の閉塞のおそれが認められたとき、又は当該槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うはく離汚泥等の引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑰ 変速合併処理浄化槽にあっては、前置浄化槽から後置浄化槽へ流入する水の中に著しい浮遊物の混入が認められるなど、後置浄化槽の機能に支障が生じるおそれが認められたとき。
- ⑱ 重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池にあっては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムに引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑲ 別置型沈殿室及び貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池にあっては、スカム及び堆積汚泥の生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカム及び堆積汚泥の引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑳ 汚泥貯留タンク及び汚泥貯留槽にあっては、汚泥の貯留が所定量に達したと認められたとき。
- ㉑ 汚泥濃縮貯留タンク及び汚泥濃縮貯留槽にあっては、スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。
- ㉒ 消毒室、消毒タンク及び消毒槽にあっては、沈殿物が生成し、放流水に濁りが認められたとき。